



◆お知らせ

・特設人権相談所開設
・指定既存集落

お知らせ

特設人権相談所開設
(DV相談)

「ドメスティック・バイオレンス(DV)」という言葉を知っていますか?」

ドメスティック・バイオレンスとは、夫やパートナー(婚約者、恋人)など親しい間柄にある男性が、女性にふるう暴力をいいます。

ドメスティック・バイオレンスは、命にかかわる危険な犯罪です。

ドメスティック・バイオレンスは、女性への著しい人権侵害です。

だれにも言えず、苦しい胸のうちを明かすことは困難なことです。しかし、その勇気を持ってください。

DV被害は、本人が話さない限り真実は分かりません。解決するためには、まず声に出して言うこと、個人の問題とせず勇気をもって相談することです。相談しても解決にならないと思わず、相談

することによって、事態を客観的に見ることができ、解決の糸口を見つける可能性も出てきます。

相談は無料で秘密は守られます。当日は電話相談も行っています。

日時 7月25日(火) 10時～15時

場所 松前総合文化センター 2階 ふるさと学習室

相談員 人権擁護委員

電話番号 ☎985-1313

問い合わせ 教育委員会 社会教育課人権教育係

☎985-4137

来庁される皆さんへ

役場及び保健センターに来られる際、バイクや自転車をご利用される方は、駐輪場をご利用ください。出入口付近に置かれると通行の妨げになります。

ご協力よろしく申し上げます。

ご存知ですか?

『指定既存集落』

指定既存集落とは、市街化調整区域内でも一定の要件を満たす場合には自己住宅や分家住宅などの許可を受けることが可能になる区域です。松前町内には2か所あり、その場所と主な要件は次のとおりです。(要件はすべて満たす必要がありません)

指定既存集落の位置

* 神崎・出作・徳丸の一部で形成された区域

* 西高柳・北川原の一部で形成された区域

申請者に関する主な要件

* 線引き(昭和46年12月20日)前から引き続いて当該指定既存集落内に生活の本拠を有している方

* 現住宅が過密、狭小、借家などであり、社会通念に照らし、新規に住宅を建築することがやむを得ないと認められる方

* 現居住地及び申請地以外の建築可能地を所有していない方

申請地に関する主な要件

* 指定既存集落内又はその辺縁部で自己所有地又は購入地であること

* 農業振興地域内の農用地でないこと

* 申請面積は、165㎡

* 500㎡であること

* 予定建築物は1戸の自己

専用住宅であること

その他にも諸要件などがありますので、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ

役場まちづくり課 計画建築係

☎985-4124

指定既存集落の位置

